

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）



発行 東京都

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月二十五日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区広町二丁目地内）

告 示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）一

○保安林の指定解除予定……………（産業労働局農林水産部森林課）四

○都道の供用開始……………（建設局道路管理部路政課）四

○道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）六

公 告

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（一件）……………（主税局課税部課税指導課）六

○土地改良区の定款及び土地改良事業計画（維持管理）変更の認可……………（産業労働局農林水産部農業振興課）六

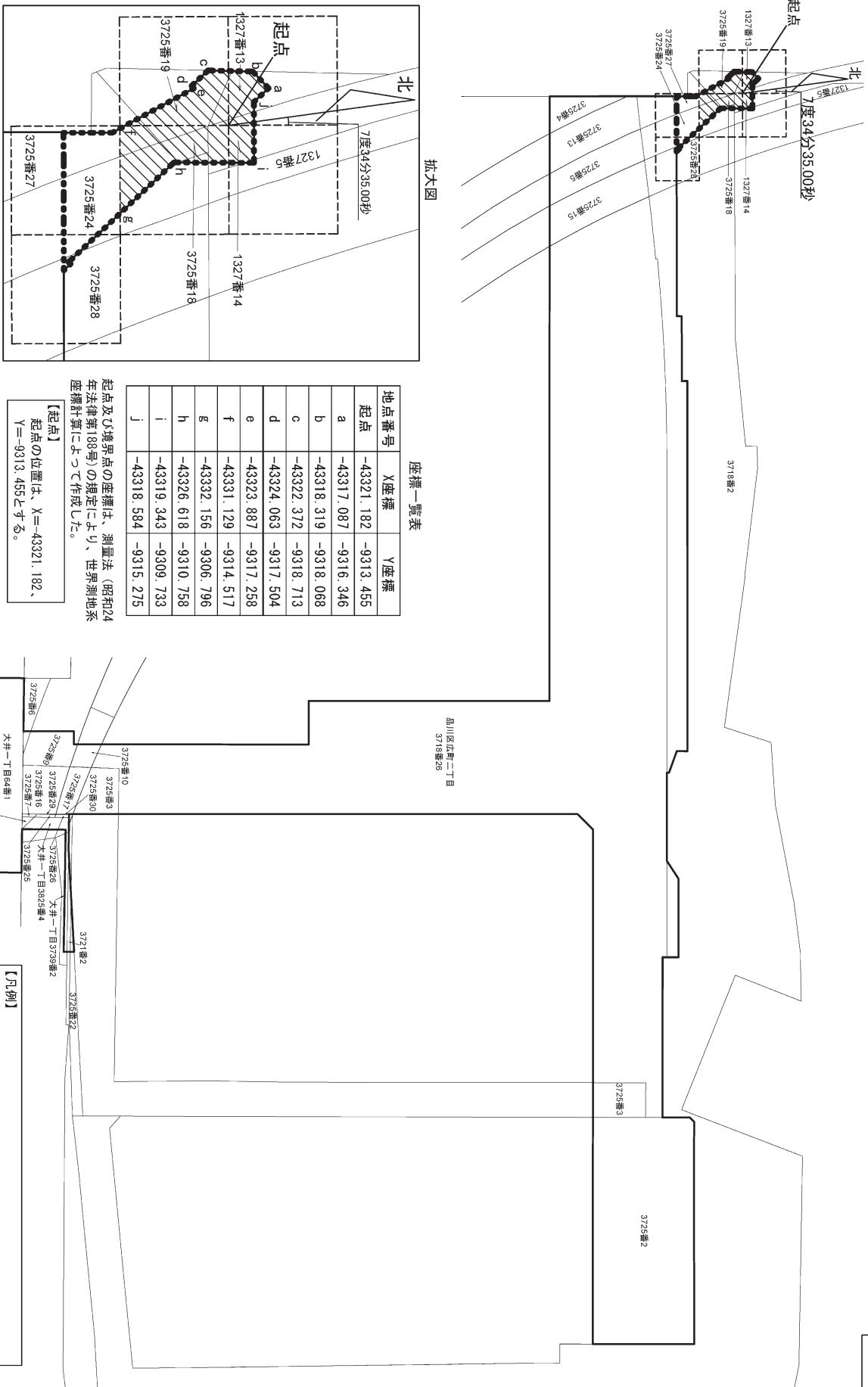
○土地収用法施行令に基づく公示による通知（一件）……………（東京都収用委員会）六

告 示

●東京都告示第九百三十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條

別図



● 東京都告示第九百三十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條
第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月二十五日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区青海三

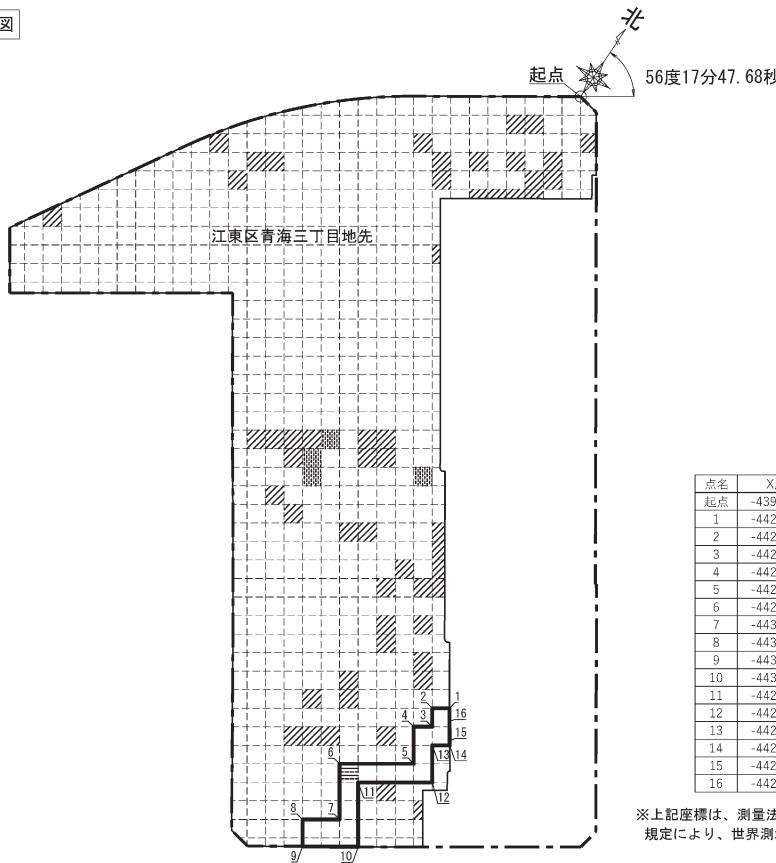
丁目地先地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第二十一条第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 ふつ素及びその
化合物

三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区
域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

別図



※上記座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の
規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【凡例】

- : 単位区画
- : 全体調査範囲
- : 今回調査範囲
- - - : 事業敷地
- : 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
(規則第58条第5項第12号に該当する区域)
- : 形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第715号により指定した区域)
(規則第58条第5項第12号に該当する区域)
- ▨▨▨ : 形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第619号により指定した区域)
(規則第58条第5項第12号に該当する区域)

【起点】

起点は、対象地最北端の
座標値 (X=-43915.464 Y=-2866.575) とする。

【格子の回転角度(56度17分47.68秒)】

格子の回転角度は、起点通り、東西方向及び
南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m
間隔で引いた線により構成されている格子を、
起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

◎東京都告示第九百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があつたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和七年九月二十五日

東京都知事 小池百合子

一 解除を予定する保安林の所在場所

稻城市大字矢野口字谷戸三三〇〇番一、同番二、字大

久保三六〇九番一、同番二

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎東京都告示第九百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年九月二十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十五日

東京都知事 小池百合子

一路線名

八王子町田

二 供用開始の区間

町田市木曽東三丁目千百十五番八地
先から同市木曽東四丁目千六十七番
一地先まで

三 供用開始の概要

別図表示のとおり

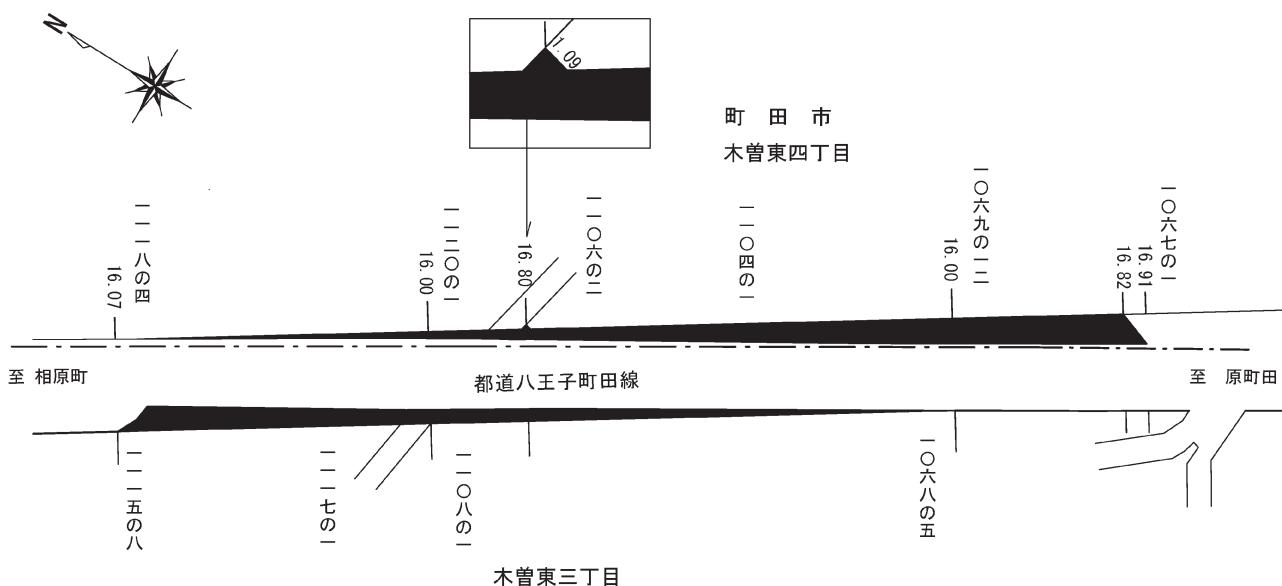
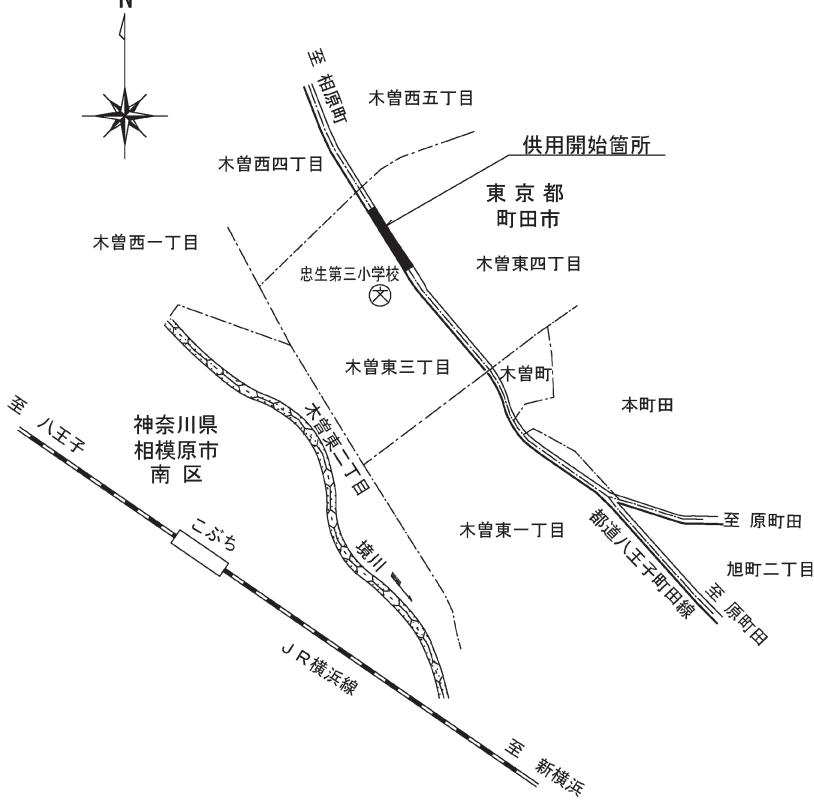
四 供用開始の期日 令和七年九月二十五日

別図

都道八王子町田線供用開始略図
町田市木曾東三丁目～木曾東四丁目

■ 都道
 └─ 供用開始区域

面積 延長
 一七九・三九メートル
 一二四・四六平方メートル



◎東京都告示第九百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和七年九月二十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十五日

東京都知事 小池百合子

一路線名

八王子町田

二 占用を制限する区間

町田市木曽東三丁目千百十五番八地先から同市木曽東

四丁目千六十七番一地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和七年九月二十六日

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第百四十四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第一百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十五日

東京都知事 小池百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日
名称 氏名 事業所の所在地
ユアサ商 田村 博之 千代田区神田美士 令和七年八月
事株式会 代町七番地 三十一日
社

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第百四十四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第一百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十五日

東京都収用委員会
会長 松尾 弘
記

東京都知事 小池百合子

| | |
|----------------------------|---------------------------|
| 氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日 | 令和7年第7号及び令和7年第7号の2 |
| 名称 氏名 事業所の所在地 | 東京都市計画都市高速鉄道事業第10号線のための土地 |
| 北日本工 渡邊 勇人 中央区日本橋蛎殻 令和七年八月 | 取用事件 |
| ネルギー 町一丁目二十八番 三十一日 | |
| ホールディングス 五号 | |

土地改良区の定款及び土地改良事業計画（維持管理）の変更の認可について

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項及び第四十八条第一項の規定により、五日市土地改良区の定款及び土地改良事業計画（維持管理）の変更を令和七年九月十六日認可した。

令和七年九月二十五日

東京都知事 小池百合子

土地収用法施行令に基づく公示による通知
土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2の規定において準用する同令第5条第2項の規定により、下記のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、当委員会事務局審理課に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和7年10月15日の終了をもってその通知があつたものとみなされる。

令和7年9月25日

東京都収用委員会
会長 松尾 弘
記

- 1 事件名
令和7年第7号及び令和7年第7号の2
- 2 通知書の名称
審理の開催について（通知）

| | | |
|---|--|--|
| 3 | 通知を受けるべき者 住所 不明 氏名 不明 | 審理の開催について (通知) 通知を受けるべき者 住所 不明 氏名 不明 |
| 4 | 公示による通知に係る土地の所在及び地番 東京都世田谷区桜上水五丁目無番地 (466番8地先) | 公示による通知に係る土地の所在及び地番 東京都世田谷区桜上水五丁目無番地 (465番4地先) |
| 5 | 公示による通知に係る掲示の事実 (1) 掲示されている場所 東京都庁内の総務局掲示板 (第一本庁舎1階南側) (2) 掲示を始めた年月日 令和7年9月25日 | 公示による通知に係る掲示の事実 (1) 掲示されている場所 東京都庁内の総務局掲示板 (第一本庁舎1階南側) (2) 掲示を始めた年月日 令和7年9月25日 |
| 6 | 土地収用法施行令に基づく公示による通知 土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第6条の2 の規定において準用する同令第5条第2項の規定により、 下記のとおり公示による通知を行う。 なお、通知書は、当委員会事務局審理課に保管し、通知 を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、 令和7年10月15日の終了をもってその通知があつたものと みなされる。 | 土地収用法施行令に基づく公示による通知 土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第6条の2 の規定において準用する同令第5条第2項の規定により、 下記のとおり公示による通知を行う。 なお、通知書は、当委員会事務局審理課に保管し、通知 を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、 令和7年10月15日の終了をもってその通知があつたものと みなされる。 |
| 7 | 令和7年9月25日 東京都収用委員会 会長 松尾 弘 記 | 令和7年9月25日 東京都収用委員会 会長 松尾 弘 記 |
| 1 | 事件名 令和7年第8号及び令和7年第8号の2 東京都市計画都市高速鉄道事業第10号線のための土地 収用事件 | 事件名 令和7年第8号及び令和7年第8号の2 東京都市計画都市高速鉄道事業第10号線のための土地 収用事件 |
| 2 | 通知書の名称 | 通知書の名称 |

発行

電話 東京都

○三(五三二二)一一一二一(代)
新宿区西新宿二丁目八番一号都

郵便番号 163-8001

定価一本号
(郵送料を含む。) 三〇円印刷所勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号社
○三(三八一二)五一〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このページは、再生紙で
リサイクルして作成されました。